

(目的)

第1条 この規則は、名古屋市駐車場条例(昭和34年名古屋市条例第9号。以下「条例」という。)の施行につき必要な事項を定めることを目的とする。

(規則で定める用途に供する部分)

第2条 条例第3条第1項の表及び同条第2項に規定する規則で定める用途に供する部分は、次に掲げるものとする。

(1) 公共用歩廊

(2) しゅん工後おおむね10年を経過した建築物における維持管理のために増築する部分

(3) 防災上の措置を講ずるために増築する部分

(義務教育の学校等)

第3条 条例第3条第1項の表に規定する義務教育の学校等で規則で定めるものは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校(前期課程に限る。)及び特別支援学校並びに児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条第1項に規定する児童福祉施設とする。

(申出)

第3条の2 条例第5条第3項又は第4項の規定による指定を受けようとする者は、市長が別に定める申出書の正本及び副本に、それぞれ市長が別に定める図面を添えて、市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の指定をしたときは、市長が別に定める通知書に前項の申出書の副本を添えて、申出者に指定した旨を通知する。

(表示板の様式)

第4条 条例第5条の2第2項の表示板の様式は、第1号様式とする。

(公共交通利用促進措置等による附置義務台数の緩和)

第4条の2 条例第5条の3の規定により減ずることができる駐車施設の台数は、条例第3条又は第3条の2の規定により附置しなければならない駐車施設の台数の5分の1以下(当該台数が5台未満の場合にあっては、1台)とする。

(定期報告)

第4条の3 市長は、条例第5条の4の規定に基づき、条例第5条第3項又は第4項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者及び条例第5条の3の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者に対し、毎年1回、駐車施設等の状況について報告を求めるものとする。
2 前項の報告は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類により行うものとする。

(1) 条例第5条第3項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者 同項の規定による指定を受けた駐車施設内に駐車施設が設けられていることを証する書類

(2) 条例第5条第4項の規定により当該建築物又は当該建築物の敷地内に駐車施設を附置しない者 同項の規定による指定を受けた駐車施設内に駐車施設が設けられていることを証する書類及び同項の措置の実施状況を示す書類

(3) 条例第5条の3の規定により附置しなければならない駐車施設の台数を減じた者 同条の措置等の実施状況を示す書類

(申請等)

第5条 条例第6条の規定により、条例第3条の6第4項に規定する承認を受けようとする者は、第2号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次表に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

| 図面の種類 | | 明示すべき事項 |
|-------------------------|-------|--|
| 駐車施設又は荷さばきのための駐車施設及び建築物 | 付近見取図 | 方位、道路、目標となる地物及び敷地の位置 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員 |
| | 断面図 | 縮尺、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の天井又ははり下の高さ、車路の天井又ははり下の高さ及び車路の傾斜部の勾配 |

2 条例第6条の規定により、条例第5条第1項から第4項までに規定する承認を受けようとする者は、第3号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ次表に掲げる図面（同条第4項に規定する承認を受けようとする者にあつては、当該図面及び同項の措置の内容を明らかにする書類）を添えて、市長に提出しなければならない。

| 図面の種類 | | 明示すべき事項 |
|-----------------------------|-------|--|
| 駐車施設（建築物又は建築物の敷地内の駐車施設を除く。） | 付近見取図 | 方位、道路、目標となる地物、敷地の位置及び建築物との距離 |
| | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員 |
| 建築物 | 配置図 | 縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、敷地が接する道路の位置及び幅員、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員 |
| | 各階平面図 | 縮尺、方位、間取、各室の用途、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の位置及び規模並びに車路の位置及び幅員 |

3 条例第6条の規定により、条例第5条第5項に規定する承認を受けようとする者は、第4号様式による申請書の正本及び副本に、それぞれ第1項の表に掲げる図面を添えて、市長に提出しなければならない。

4 条例第6条の規定により、条例第5条の3に規定する承認を受けようとする者は、第4号様式の2による申請書の正本及び副本に、それぞれ第2項の表に掲げる図面及び同条の措置等の内容を明らかにする書類を添えて、市長に提出しなければならない。

5 条例第6条後段の規定により、前各項の承認を受けた事項を変更しようとする者は、前各項の規定にかかわらず、前各項の申請書の正本及び副本に、変更しようとする事項に係る図面を添えて、市長に提出することをもって足りる。

6 前各項に定めるもののほか、市長は、必要があると認めるときは、申請の審査について参考となる資料の提出を求めることができる。

7 市長は、第1項から第5項までの申請に基づき承認したときは、第5号様式による通知書に申請書の副本を添えて、申請者に承認した旨を通知する。

8 条例第5条第2項に規定する承認を受けた者は、同項の2以上の建築物の工事を完了したときは、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(措置命令書の様式)

第6条 条例第8条第3項の措置命令書の様式は、第6号様式とする。

(身分証明書の様式)

第7条 条例第9条第3項の証票の様式は、第7号様式とする。

附 則

この規則は、昭和35年6月1日から施行する。

附 則(昭和36年規則第54号)

この規則は、昭和36年9月1日から施行する。

附 則(昭和38年規則第45号)

この規則は、昭和38年4月1日から施行する。

附 則(昭和39年規則第64号)

この規則は、昭和39年8月1日から施行する。

附 則(昭和43年規則第22号)抄

1 この規則は、昭和43年4月1日から施行する。

附 則(昭和45年規則第83号)

この規則は、昭和45年9月1日から施行する。

附 則(昭和46年規則第26号)

この規則は、昭和46年4月1日から施行する。

附 則(昭和48年規則第28号)

1 この規則は、昭和48年4月1日から施行する。

2 名古屋市建築基準法施行細則(昭和31年名古屋市規則第58号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則(平成4年規則第98号)

- 1 この規則は、平成4年10月1日から施行する。
- 2 名古屋市建築基準法施行細則(昭和31年名古屋市規則第58号)の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則(平成6年規則第21号)

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成13年規則第28号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書、届出書及び申出書は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて交付されている許可書、通知書、承認書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて交付されたものとみなす。
- 4 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、これらの規定による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

附 則(平成17年規則第8号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成29年規則第101号)

- 1 この規則は、平成30年1月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の名古屋市駐車場条例施行細則の規定に基づいて提出されている申請書は、この規則による改正後の名古屋市駐車場条例施行細則の規定に基づいて提出されたものとみなす。

附 則(令和元年規則第11号)

この規則は、令和元年7月1日から施行する。

附 則(令和2年規則第123号)

- 1 この規則は、令和2年12月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて提出されている申請書等は、この規則による改正後の各規則の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の各規則の規定に基づいて作成されている用紙は、この規則による改正後の各規則の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

第1号様式

駐 車 施 設
案 内 図

この建築物は、名古屋市駐車場条例第5条第 項の規定により、建築物又は建築物の敷地内に駐車施設を附置しないことについて、市長の承認を受けた建築物です。

承認年月日 年 月 日

承認番号 第 号

備考1 材質は、耐久性を有するものとし、堅固に建築物の見やすい場所に固定するものとする。

2 大きさは、縦50センチメートル以上、横30センチメートル以上とする。

第 2 号様式

承 認 申 請 書

年 月 日

(あて先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は所在地、名称及び)
代表者氏名

名古屋市駐車場条例第 3 条の 6 第 4 項の規定による駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の自動車の駐車のために供する部分の規模の規定の適用除外の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

| | | | | |
|--|---|------------------------|-------------|-----|
| 1 | 建築物の建築場所 | | | |
| 2 | 駐車施設の面積及び台数 | 区 分 | 面 積 | 台 数 |
| | | 建 築 物 内 | 平方メートル | 台 |
| | | 建築物の敷地内 | 平方メートル | 台 |
| | | 建築物又は建築物の敷地内以外の駐車施設 | 平方メートル | 台 |
| | | 合 計 | 平方メートル | 台 |
| (上記のうち、車いすの利用者のための駐車施設 台) | | | | |
| 3 | 条例第 3 条の 3 第 1 項及び第 3 条の 4 第 1 項の規定による荷さばきのための駐車施設の台数 | 台 (駐車施設の台数に含む・含まない) | | |
| 4 | 条例第 3 条の 6 第 1 項から第 3 項までの規定によることができない駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の自動車の駐車のために供する部分の規模及びその理由 | | | |
| ※ 受 付 欄 | | | ※ 受 付 年 月 日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| | | | ※ 受 付 番 号 | |
| | | | 第 号 | |

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第3号様式

(表)
承認 (変更) 申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は所在地、名称及び代)
表者氏名

名古屋市駐車場条例第5条第 項の規定による駐車施設の附置の特例の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

| | | | | |
|---------------------------------|--------------|-----------------------------------|-----|-----|
| 駐車施設 (建築物又は建築物の敷地内の駐車施設を除く。) | 1 設置しようとする場所 | | | |
| | 2 権利関係 | (所有権、使用权等 この施設について 持っている権利) | | |
| | 3 使用承諾者 | 住所又は事務所 所在地 | | |
| | | 氏名又は名称 | | |
| | 4 面積及び台数 | 区 分 | 面 積 | 台 数 |
| 建 築 物 内 | | 平方メートル | 台 | |
| そ の 他 | | 平方メートル | 台 | |
| 5 供用開始の日 | 合 計 | 平方メートル | 台 | |

(裏)

| | | | | |
|---------------------|-----------------------------|---------------------|--------|----|
| 建築物 | 6 建築場所 | | | |
| | 7 用途及び床面積 | 駐車施設の用途に供する部分 | 平方メートル | |
| | | 劇場等の用途に供する部分 | 平方メートル | |
| | | 事務所の用途に供する部分 | 平方メートル | |
| | | その他の特定用途に供する部分 | 平方メートル | |
| | | 非特定用途に供する部分 | 平方メートル | |
| | | 市長が指定する施設等の用途に供する部分 | 平方メートル | |
| | | 延べ面積 | 平方メートル | |
| | 8 条例第3条及び第3条の2の規定による駐車施設の台数 | 台 | | |
| | 9 駐車施設の面積及び台数 | 区分 | 面積 | 台数 |
| 建築物内 | | 平方メートル | 台 | |
| 建築物の敷地内 | | 平方メートル | 台 | |
| 建築物又は建築物の敷地内以外の駐車施設 | | 平方メートル | 台 | |
| 合計 | | 平方メートル | 台 | |
| 10 工事期間 | 着工予定： 年 月 | 完了予定： 年 月 | | |
| 11 申請の理由 | | | | |
| 12 措置の内容 | | | | |
| ※受付欄 | ※受付年月日 | 年 月 日 | | |
| | ※受付番号 | 第 号 | | |

注 1 12の欄は、条例第5条第4項に規定する承認を申請する場合に記入してください。

2 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式

承認（変更）申請書

年 月 日

（宛先）名古屋市長

申請者 住所
氏名
（法人の場合は所在地、名称及び）
代表者氏名

名古屋市駐車場条例第5条第5項の規定による荷さばきのための駐車施設の附置の特例の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

| | | |
|------|---|------------------------------|
| 1 | 建築物の建築場所 | |
| 2 | 用途及び床面積 | 倉庫の用途に供する部分 平方メートル |
| | | 百貨店その他の店舗の用途に供する部分 平方メートル |
| | | その他の特定用途に供する部分 平方メートル |
| 3 | 条例第3条の3第1項及び第3条の4第1項の規定による荷さばきのための駐車施設の台数 | 台 |
| 4 | 上記台数によることができない理由 | |
| 5 | 荷さばきのための駐車施設の附置に代わる措置 | |
| ※受付欄 | | ※受付年月日 |
| | | 年 月 日 |
| | | ※受付番号 |
| | | 第 号 |

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第4号様式の2

(表)
承認 (変更) 申請書

年 月 日

(宛先) 名古屋市長

申請者 住所
氏名
(法人の場合は所在地、名称及び代
表者氏名)

名古屋市駐車場条例第5条の3の規定による附置義務台数の緩和の承認を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

| | | | |
|---|-------------------------------|-------------------------|--------|
| 1 | 建築物の 建築場所 | | |
| 2 | 用途及び 床面積 | 駐車施設の用途に供する部分 | 平方メートル |
| | | 劇場等の用途に供する部分 | 平方メートル |
| | | 事務所の用途に供する部分 | 平方メートル |
| | | その他の特定用途に供する部分 | 平方メートル |
| | | 非特定用途に供する部分 | 平方メートル |
| | | 市長が指定する施設等の用途に 供する部分 | 平方メートル |
| | 延べ面積 | 平方メートル | |
| 3 | 条例第3条及び第3条の2の規定による駐車施設 の台数 | 台 | |

(裏)

| | | | | |
|----------|-------------|---------------------|-------------|-----|
| 4 | 申請の理由 | | | |
| 5 | 措置等の内容 | | | |
| 6 | 減ずる駐車施設の台数 | 台 | | |
| 7 | 駐車施設の面積及び台数 | 区 分 | 面 積 | 台 数 |
| | | 建 築 物 内 | 平方メートル | 台 |
| | | 建築物の敷地内 | 平方メートル | 台 |
| | | 建築物又は建築物の敷地内以外の駐車施設 | 平方メートル | 台 |
| | | 合 計 | 平方メートル | 台 |
| ※ 受付欄 | | | ※ 受 付 年 月 日 | |
| | | | 年 月 日 | |
| | | | ※ 受 付 番 号 | |
| | | | 第 号 | |

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第5号様式

承認通知書

様

下記の申請につきましては、名古屋市駐車場条例の規定により、承認しましたので通知します。

年 月 日

名古屋市長



記

| | |
|----------|-----|
| 申請年月日 | 年月日 |
| 受付番号 | 第 号 |
| 建築物の建築場所 | |
| 承認番号 | 第 号 |
| 条件 | |

注 この通知書は、副本とともに大切に保管してください。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

第 号

様

措 置 命 令 書

1 建築物の所在地

2 建築物の用途及び規模

上記の建築物は、名古屋市駐車場条例 の規定に違反して
いますので、同条例第 8 条の規定により下記のとおり命じます。

年 月 日

名古屋市長

印

記

1 措 置

2 理 由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

第 7 号様式

(表)

| |
|---|
| 第 号 |
| 身 分 証 明 書 |
| 職 名 |
| 氏 名 |
| 年 月 日生 |
| 上記の者は、名古屋市駐車場条例第 9 条の規定により駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に立ち入って検査をする職権を有する者であることを証明する。 |
| 年 月 日 (有効期間 1 年) |
| 名古屋市長 |
| 印 |

(裏)

| |
|--|
| 名古屋市駐車場条例抜すい |
| (立入り検査) |
| 第 9 条 市長は、駐車施設又は荷さばきのための駐車施設の適正な規模等を確保するため必要があると認めるときは、当該職員をして駐車施設又は荷さばきのための駐車施設に立ち入らせてその規模等に関して検査をさせ、又は関係人に質問させることができる。 |
| 2 前項の規定により立入り検査を行なう場合は、当該職員は、その身分を示す証票を携帯し、かつ、関係人の請求があったときはこれを提示しなければならない。 |
| (以下省略) |

備考 用紙の大きさは、縦 5.5 センチメートル、横 8 センチメートルとする。